

# 福岡県公報

平成二十六年七月一日  
第三千六百七号  
増刊 ①

## 目次

### 教育委員会

○福岡県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令（教育庁総務課）……………一

○福岡県教育委員会臨時職員規程の一部を改正する訓令（教育庁総務課）……………二

### 教育委員会

#### 福岡県教育委員会教育長訓令第三号

本 庁  
出先機関

福岡県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年七月一日

福岡県教育委員会教育長 城 戸 秀 明

福岡県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県教育委員会事務決裁規程（平成六年四月福岡県教育委員会教育長訓令第二号）

の一部を次のように改正する。

別表二第四項中「「自己啓発等休業条例」」の下に「、福岡県職員の配偶者同行休業

に関する条例（平成二十六年福岡県条例第二十四号）を「配偶者同行休業条例」を加

え、同項に次の四号を加える。

16 地公法第二十六条の六第一項及び第六項並びに

配偶者同行休業条例第二条の規定に基づき、教育

次長、部長相当職員、課長又は出先機関の長の配

偶者同行休業に関し、これを承認し、又は承認を

教育長

取り消すこと。

17 地公法第二十六条の六第一項及び第六項並びに

配偶者同行休業条例第二条の規定に基づき、職員

（前号に掲げるものを除く。）の配偶者同行休業

に関し、これを承認し、又は承認を取り消すこと。

課長

18 地公法第二十六条の六第四項及び配偶者同行休

業条例第六条第二項の規定に基づき、教育次長、

部長相当職員、課長又は出先機関の長の配偶者同

行休業の期間の延長を承認すること。

教育長

19 地公法第二十六条の六第四項及び配偶者同行休

業条例第六条第二項の規定に基づき、職員（前号

に掲げるものを除く。）の配偶者同行休業の期間

の延長を承認すること。

課長

別表八第四項中「「自己啓発等休業条例」」の下に「、福岡県職員の配偶者同行休業に関する条例を「配偶者同行休業条例」を加え、同項に次の四号を加える。

18 地公法第二十六条の六第一項及び第六項並びに

配偶者同行休業条例第二条の規定に基づき、県立

学校の校長の配偶者同行休業に関し、これを承認

し、又は承認を取り消すこと。

教育長

19 地公法第二十六条の六第一項及び第六項並びに

配偶者同行休業条例第二条の規定に基づき、県立

学校教職員（校長を除く。）の配偶者同行休業に

関し、これを承認し、又は承認を取り消すこと。

課長

20 地公法第二十六条の六第四項及び配偶者同行休

業条例第六条第二項の規定に基づき、県立学校の

校長の配偶者同行休業の期間の延長を承認するこ

と。

教育長

21 地公法第二十六条の六第四項及び配偶者同行休

業条例第六条第二項の規定に基づき、県立学校教

課長

職員（校長を除く。）の配偶者同行休業の期間の延長を承認すること。

別表十四教育事務所長の項第一項に次の二号を加える。

10 地方公務員法第二十六条の六第一項及び第六項並びに福岡県職員の配偶者同行休業に関する条例（以下この項中「配偶者同行休業条例」という。）第二条の規定に基づき、県費負担教職員の配偶者同行休業に関し、これを承認し、又は承認を取り消すこと。

11 地方公務員法第二十六条の六第四項及び配偶者同行休業条例第六条第二項の規定に基づき、県費負担教職員の配偶者同行休業の期間の延長を承認すること。

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行する。

**福岡県教育委員会訓令第四号**

本 庁

出先機関

福岡県教育委員会臨時職員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年七月一日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会臨時職員規程の一部を改正する訓令

福岡県教育委員会臨時職員規程（昭和四十二年十二月福岡県教育委員会訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び地方公務員の育児休業等に関する法律」を「、地方公務員の育児休業等に関する法律」に改め、「第六条第一項」の下に「及び福岡県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年福岡県条例第二十四号）第九条第一項」を加える。

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行する。